

さめき水田宮農だより

～農業者・JA等が主役となる需給調整に向けて～

米の需給調整は必要です！

米の消費量は、少子・高齢化や消費動向の変化により年々減少する一方で、米の単収は増加傾向にあり、需給調整が実施されない場合には、米価の下落を招き、農業経営に悪影響を及ぼします。

項 目	昭和37年度	平成7年度	平成17年度
年間1人当たりの米の消費量	118.3kg	67.8kg	61.4kg
10aあたりの全国単収	407kg	509kg	527kg

(米の消費量は「食料需給表」、全国単収は「農林業センサス」による)

このため、農業者の方々が需給調整の必要性(誰のため、何のための需給調整か)や生産調整への参加メリット等を理解し、自らの判断として、米の生産調整に取り組んでいく必要があります。



平成20年産米の生産調整について

このほど、国から、過去6年間の需要実績(米の販売実績)のうち、最大と最小の2カ年を除いた4カ年の平均値を基に、国全体の米の消費量の減少度合いと、その都道府県の生産調整の達成状況を加味して算定された「需要量に関する情報」が、県に提供されました。

この算定の基礎となる需要実績とは、その1年間に売れた米の量のことです。需要実績を確保するためには、生産調整を確実に達成し、過剰作付けをなくすとともに、提供された作付面積目標は米をできる限り作付けし、それが売れ残らないようにする必要があります。

香川県の20年産米の需要量は

ほとんどの都道府県で提供された需要量が前年より減少する中、香川県は、前年よりも多い76,640トンが提供されました。これは、18年産の県産米の販売が好調で、在庫が大幅に減少したことと、これまで確実に生産調整に取り組んできたことが評価されたためです。

〈国から提供された「需要量に関する情報」〉

区分	平成19年産米	平成20年産米	増減
香川県	75,440 ^{トン}	76,640 ^{トン} (15,360ha)	+1,200 ^{トン}
全国	828万 ^{トン}	815万 ^{トン} (154万ha)	▲13万 ^{トン}

国から提供された「需要量に関する情報」は、19年産米の作付実績と作付意向調査結果に基づき、昨年12月末に、県から市町に配分されました。今後、「需要量に関する情報」は、地域水田農業推進協議会における協議を経て、市町等から生産調整方針作成者等に提供され、生産調整方針作成者であるJAは、この情報を参考に農業者別の生産数量目標及び作付面積目標を決定し、農業者の方に配分します。

なお、生産調整は今後も継続して実施されますので、ご理解とご協力をお願いします。また、実作付面積が配分された作付面積目標に満たない場合には、今後の香川県への「需要量に関する情報」が減少する可能性がありますので、作付の推進にご協力ください。

県産米の需要量（作付面積目標）を減らさないためには

- ① 生産調整を確実に達成すること。
- ② 提供（配分）された作付面積目標は確実に生産（作付け）すること。
- ③ 市場から望まれる品種や品質に即した「売れる米づくり」をすることが重要です。

- 生産調整は集落内での達成を基本とし、これに加えて、集落間・地域間での調整をタイミング良く行う必要があります。
本県の需要量（作付面積目標）を維持するために、集落内での話し合いにより配分された作付面積目標は確実に作付けましょう。
- 作っても売れ残ったのでは意味がありません。売れる米づくりのため、米の品質向上や地域ブランド米の生産に取り組みましょう！
例えば、オオセトは栽培面積が減って、酒造メーカーからの購入希望数量を満たせない状態です。20年産では100ha以上の増産が求められていますので、ご協力をお願いします。

平成20年度からの米政策改革推進対策

(米の生産調整実施者へのメリット対策)

各対策の助成を受けられるのは、「米の生産調整の実施者」であり「集荷円滑化対策の加入を行っている方」です。

I 産地づくり交付金

地域水田農業ビジョンの実現に向け、担い手の育成や地域の特徴ある産地づくりの取り組みを支援します。

担い手の育成、産地づくり、
米の生産調整のために交付金を活用

〈交付金の使途や助成単価は、地域水田農業推進協議会が決定します。〉

(例)

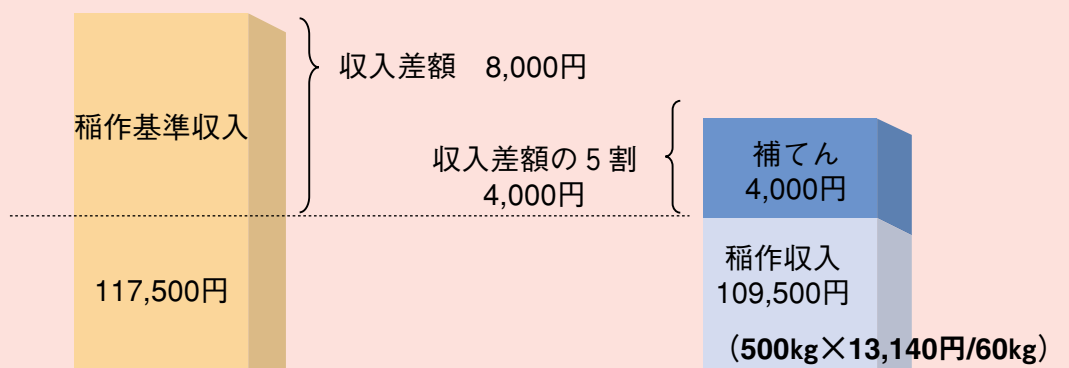
- ・法人の活動費の一部を助成
- ・麦、大豆、飼料作物の担い手へ助成
- ・農地流動化（受け手）へ助成
- ・作業受託面積に対して助成
- ・重点作物（ブロッコリーや青ネギなど）の作付面積に助成
- ・麦、大豆、野菜等の出荷量に応じて助成
- ・転作田等へ一律助成

II 稲作構造改革促進交付金

品目横断的経営安定対策に加入していない生産者に、米価の下落等による減収に対して一定の補てんをする対策です。取組み内容は地域協議会により異なり、実施していない地域協議会もあります。

なお、品目横断的経営安定対策に加入している担い手については、より補てん割合の高い「収入減少影響緩和対策」で、経営全体に着目して実施されます。

〈補てんの例〉



※上記は例示であり、具体的には、各地域協議会で設計されることとなります。（産地づくり交付金に融通する場合があります）

Ⅲ 集荷円滑化対策

米の集荷円滑化対策は、豊作になった場合に豊作分の過剰米が主食用米の市場に流れないように処理して、米価の下落を防止しようとするものです。

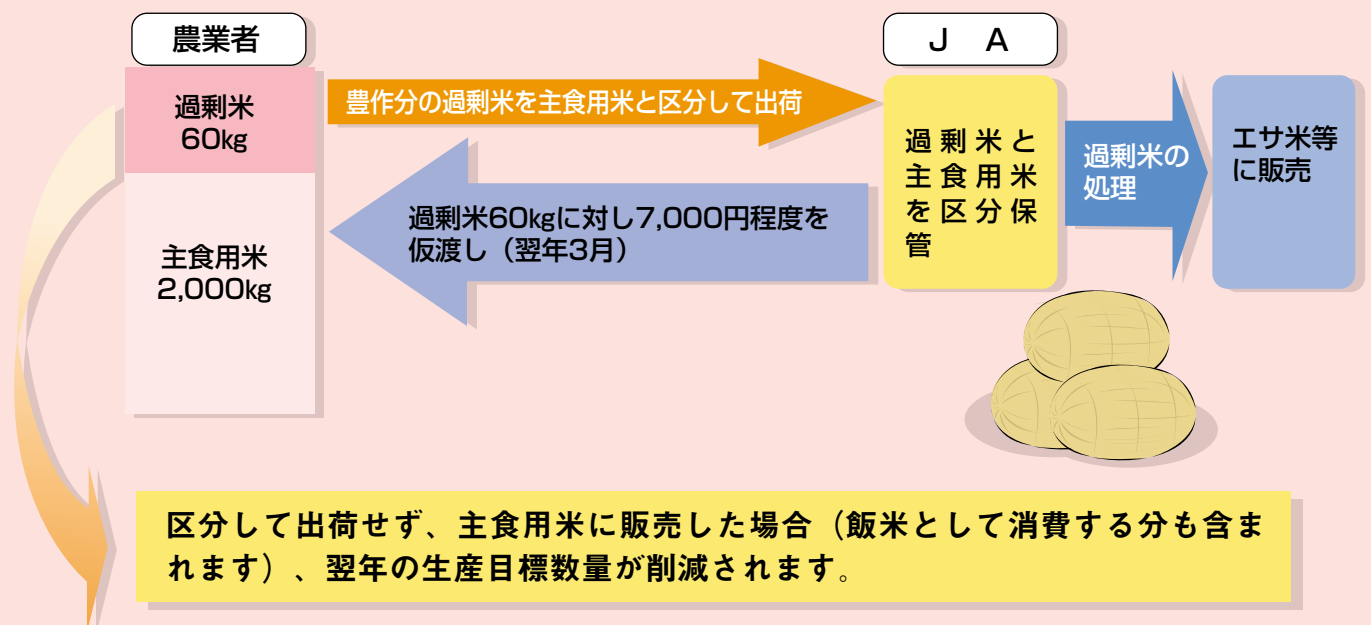
全国と香川県が、ともに豊作（その年の10月15日現在の作況指数が101以上）の場合、豊作分の過剰米をJAが主食用米と区分保管して処理します。

対策に加入するには

- JAが作成する生産調整方針に参加するか、自ら生産調整方針を作成します。
（※自ら生産調整実施方針を作成できるのは20t以上の出荷が見込まれる者です。）
- 加入者は水稻作付面積10a当たり1,500円の拠出金を負担する必要があります
（※生産者拠出金については、十分な残額が出た場合には、生産者へ払い戻されます。）

過剰米量の算定例

全国の作況指数が101以上、香川県の作況指数が103、地域の基準単収が500kg/10a、農業者の水稻作付面積40a、生産確定数量2,000kgの場合
過剰米量 = $40a \times 500kg/10a \times \text{香川県の作況指数}103/100 - \text{生産確定数量}2,000kg$
= 60kg



- 集荷円滑化対策への加入は、産地づくり交付金、稲作構造改革促進交付金を受けるための要件です。制度の趣旨・内容を理解して、加入しましょう。

内容についての問い合わせ先：JA香川県中央会指導部指導課 TEL087 (825) 2503
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL087 (832) 3418